

# 首相は説明せよ

## 臨時国会ただちに 国民の理解を得てコロナ対策をすすめるには菅内閣の対応をただす必要があります。

コロナ感染拡大のなか、菅政権は五輪開催に突き進んでいます。ところが首相は問題が起きても説明せず、責任も取りません。これでは国民の理解を得てコロナ対策を進めることはできません。政府は直ちに臨時国会を召集し、山積する課題を国民の前で議論すべきです。



### コロナ対策迷走

#### 法律踏み越える

酒の提供をやめない飲食店に対し金融機関や販売事業者を通じて圧力をかけるのは、憲法22条で保障された営業の自由や優越的地位の乱用を禁じた独占禁止法に触れる行為。誤った方針をなぜ止められなかったか。菅氏には説明責任があります。

### 五輪開催固執

#### 感染拍車の危険

国民に強い自粛を求めながら五輪開催固執では、国民の理解・協力は得られません。「バブル方式」は与党内からも「(五輪関係者が)4万人も6万人も来るのに、バブルで全部包むのはムリ」の声。変異株の国際的感染を広げることになりかねません。

### 必要な給付・支援

#### 補正予算を早く

二階自民党幹事長は「30兆円補正」と発言しましたが、政府は総選挙前の補正予算編成には消極的。総選挙後では給付は早くても年末。野党はすでに3月に生活困窮者対象の1人10万円給付法案を国会に提出。早く国会を開いて審議すべきです。

## 憲法53条 召集要求に応じる義務がある

憲法53条では「(衆参)いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣はその(臨時国会の)召集を決定しなければならない

い」と定めています。ところが自公政権のもとで召集要求を無視することがたびたび行われてきました。これに対し、昨年6月の那覇地裁

判決は召集についての内閣の「裁量の余地は極めて乏しい」としました。菅内閣は直ちに臨時国会を召集すべきです。

## 飲食店への圧力

## 首相の責任逃れ許されない

飲食店の酒提供をめぐる問題は、方針撤回で済まされるものではありません。首相は当初「承知していない」としていましたが、首相が出席していた関係閣僚会合で事務当局が説明し、了承されていたことが分かりました。方針を実行する事務連絡文書も出ており、政府として決定した方針だったことは動かしがたい事実です。



大阪の飲み屋街(天王寺区)

飲食店は十分な補償もなく、店を続けられるかどうかの瀬戸際。抜本的な支援の強化こそ必要です。それもせず、脅迫で従わせようとするところに菅政権の強権体質があらわれています。